

幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する検討課題例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律における「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」に関する規定は以下のとおりである。幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定にあたり、例えば、以下の観点から、検討してはどうか。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
(抄)

(教育及び保育の内容)

第十条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第二条第七項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。

2 主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第四十五条第二項の規定に基づき児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準（同項第三号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第一条に規定する小学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。

【参考】

(設備及び運営の基準)

第十三条 都道府県（略）は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参照するものとする。

(以下略)

【論点 1：幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性】

幼稚園は、教育の目的・目標や保健・安全、評価などの運営に関する事項は学校教育法などに規定され、幼稚園教育要領は教育内容に関する事項について記載されている。

一方、保育所は、児童福祉法や児童福祉施設の設備及び運営に関する基準などに主として運営に関する事項を規定しつつ、保育所保育指針には、保育そのものの内容に加えて、健康及び安全、保育所の評価、保護者支援、研修等の取り扱いについても規定されている。

幼稚園教育要領と保育所保育指針には、共通で規定されている事項もあれば、幼稚園教育要領のみに規定されている事項、保育所保育指針のみに規定されている事項もある。

(例)

- (1) 「総則」部分の取扱い（目的・目標の規定、対象年齢の相違）
- (2) 「発達過程」についての取扱い（保育所保育指針の「おおむね○ヶ月」の規定の取扱い）
- (3) 「内容」における「五領域」及び「養護」の取扱い
- (4) 「指導計画」における3歳未満児の取扱い、障害のある子どもの保育、小学校、家庭、地域社会との連携に係る取扱い
- (5) 「健康及び安全」「保護者支援」「評価」「職員の資質向上」といった保育所保育指針で規定されており、幼稚園教育要領で規定されていない事項の取扱い

幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定にあたり、これらの異同を踏まえながら、どのような整合性をはかるか。

【論点2：小学校教育との円滑な接続】

幼稚園教育要領には、小学校以降の生活や学習の基盤の育成と小学校との連携が規定されている。

保育所保育指針には、就学に向けて、小学校との連携が規定されている。
幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定にあたり、小学校教育との円滑な接続について、どのようにとらえるべきか。

【論点3：幼保連携型認定こども園の固有の配慮事項】

子どもの一日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮した規定も必要ではないか。

幼稚園教育要領と保育所保育指針改訂の経緯

幼稚園教育要領（保育要領）	保育所保育指針
<p>昭和 23 年 保育要領作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、家庭における幼児教育の在り方を示す。 ・手引書的な性格 ・幼児の経験すべきことを羅列 	
<p>昭和 31 年 幼稚園教育要領作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育内容について小学校としての一貫性を図る。 ・個々の具体的目標を「望ましい経験」として示す。 ・「望ましい経験」を 6 領域に分類（健康、社会、自然、言語、絵画製作、音楽、リズム） ・指導計画の作成について記述 ・小学校以上の学校教育における教科とは異なることを明示。 ・専ら幼稚園の教育課程の基準を示す 	
<p>昭和 39 年 幼稚園教育要領告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領が幼稚園の教育課程の基準として確立 ・幼稚園教育の小学校教育に対する独自性を明示 	<p>昭和 40 年 保育所保育指針作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所の持つ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずる。（文部・厚生両省の共同通知（昭和 38 年））
<p>平成元年 幼稚園教育要領改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育内容として 5 領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）を設定。 	<p>平成 2 年 保育所保育指針改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対等なよこの関係が持つ価値とならび、異年齢交流を重視
<p>平成 10 年 幼稚園教育要領改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育や子育て支援について記述 	<p>平成 11 年 保育所保育指針改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援について記述 ・一時保育、延長保育、障害児保育などの特別保育を実施する時の留意点が示される。 ・3 歳以上児について、幼稚園教育要領と同じように、「生きる力の基礎」を育てるなどが加えられた。
<p>平成 20 年 幼稚園教育要領改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年の学校教育法の改正等を踏まえ改訂。 	<p>平成 20 年 保育所保育指針改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局長通知を改め、最低基準として告示化。